

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

ケイマン政府、CRS 規則改正に伴い最新情報(AEOI News and Update)と AEOI Poortal V.3.1 User Guide を公表

2017 年 6 月 13 日

1 月 18 日付ニュースレターにより既報のとおり 2016 年 12 月 22 日、ケイマン諸島政府は共通報告基準 (Common Reporting Standard: 以下「CRS」) 規則の改正を公表した。この改正を受け、2017 年 5 月 16 日、最新情報 ([AEOI News & Update](#) (ケイマン諸島ウェブサイト(英語、PDF)) および [AEOI ポータル V3.1 User Guide](#) (ケイマン諸島ウェブサイト(英語、PDF))) が公表されている。

日本の金融機関も、ケイマンに特定目的ビークル (Special Purpose Vehicle: 以下「SPV」) を設立しているケースは多いようだが、その場合には、US FATCA UK-CDOT (United Kingdoms, Crown Dependencies and Overseas Territories) に加えて、CRS 対応が必要となる。ここでは、CRS 対応の主なポイントを記載する。

1. 通知義務 (Notification Obligations)

CRS の規定でケイマン金融機関 (Cayman Financial Institutions: 以下「CFI」) に該当する場合には、2017 年 6 月 30 日の期限までに、税務情報庁 (Tax Information Authority: 以下「TIA」) に対し、自動的情報交換制度 (Automatic Exchange of Information: 以下「AEOI」) ポータルを通じて通知書を提出しなければならない。

既に、US FATCA/UK-CDOT の目的に基づく通知済みの場合も、自身が CRFI と非報告金融機関 (Non-Reporting Financial Institution: 以下「NRFI」) のいずれに該当するのかを確定するため、当該通知書の更新を行わなければならない。

なお、FATCA では、スポンサー制度があり、スポンサー事業体 (Sponsoring Entity) が、スポンサー付投資事業体 (Sponsored Investment Entities) となる SPV の為に、通知を行うことが認められていたが、CRS では、同様の制度が無いことから、個別の SPV において通知が必要となる。

通知に当たっては、主要連絡担当者 (Principal Point of Contact: 以下「PpoC」) および PpoC に関し変更通知を行う権限を付与された者 (Authorizing Person: 以下「権限者」) の 2 名の登録が必要。また、登録にあたり、当該 SPV の Director 等に該当する者が署名する Authorizing Letter の提出も必要となる。

通知方法の詳細については、AEOI ポータル V.3.1 User Guide の Module II に明記されているが、過去に US FATCA, UK-CDOT 目的で当該 SPC として通知を行っていない場合には、Section 1 に進み、過去に通知を行っている場合には、AEOI ポータル でのアカウントがあるので、そのアカウントを使い、Section 2 に進み、規定の手順に従って通知を行う。

なお、FATCA、UK-CDOT においていずれもスポンサー事業体が登録を行っている場合には、当該 SPV 自体の AEOI ポータルのアカウントはなく、Section 1 に進むが、FATCA、UK-CDOT のいずれかで、個別の通知を行っている場合には、Section 2 に進む。

権限者については、今回新たに導入されていることから、各 SPV では、新たに登録が必要となる。

また、PpoC を変更する場合には、AEOI ポータルでの変更手続は認められておらず、Section 3 の指示に従い、電子メールで連絡することが求められている。

2. 報告義務 (Reporting Obligations)

FATCA/UK-CDOT においては、報告対象がない場合には、ゼロ報告は義務付けられていない。一方、CRS では、CRFI は、報告対象口座が存在しない場合でも、ゼロ報告を行う義務が課せられている。CRS に基づく、初回報告は、2017 年 7 月 31 日が期限として定められている。ただし、現時点では、報告の機能は実装されておらず、間もなく、実装される見込みである。また、具体的な手続についても未公表で、今後、AEOI Porta User Guide が更新され、Module V に追記される。

3. CRS Compliance Program

FATCA については、ケイマンはモデル 1 協定国であり、国内法においてもコンプライアンスプログラムの構築は、法令上は求められていないが、CRS 規則では、CRFI は、CRS 規則に基づく義務を遵守するための方針および手続を定めた文書を制定し、これを保持しなければならないと規定されている。したがって、ケイマンの SPV についても、書面でのコンプライアンスプログラムが必要となる。CRS に関するこれらの規則は既に施行されていることから、早期の対応が必要となるので留意されたい。

4. UK-CDOT の経過措置(UK-CDOT Transition)

AEOI ポータルでは、UK-CDOT の新たな通知を受け付けておらず、2017 年以降、CRFI は UK の報告対象口座を CRS 規則に基づいて報告することとなる。今後、UK-CDOT の報告対象者は、CRS において報告されることが予定されている。

おわりに

ケイマンに CRS 規則に遵守しない場合には、罰則金の規定も定められていることから、仮にケイマンの SPV が実体のないペーパーカンパニーである場合も、または、活動をほとんど行っていない場合にも、法令を確認した上で、適切な対応が必要となるので留意されたい。

なお、デロイトトーマツでは、AEOI Portal V3.1 User Guide の和訳、Authorization Letter、CRS Compliance Program のサンプルを用意し、契約を締結している金融機関のサポートを行っている。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
アシスタントマネジャー	上田 真樹	masaki.ueda@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人 および DT 弁護士 法人 を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー 等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタント など) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務 および これらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士 法人 を含む) がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.